

岩手県告示第 1115 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 12 月 12 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 284 号
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市滝沢字矢ノ目沢 73 番 177 地先から字九鬼 29 番 1 地先まで	新	A m 32.0~9.0	m 2,175.0
		B 87.0~20.0	1,810.0
	旧	A 32.0~9.0	2,175.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
イ 期間 平成 18 年 12 月 12 日から平成 19 年 1 月 12 日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 395 号
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字上館第 28 地割 125 番 1 地先から 20 番 8 地先まで	新	m 68.4~16.4	m 147.0
	旧	41.4~16.2	147.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 二戸地方振興局土木部
イ 期間 平成 18 年 12 月 12 日から平成 19 年 1 月 12 日まで